

車載式小型凍結防止剤散布機仕様書

概 要

この仕様書は、栃木県日光土木事務所が調達する車載式凍結防止剤散布機（以下、散布機）に適用するもので、散布機は下記に定める性能、要目、各部構造その他を満足し、操作点検、分解整備が容易であり、その使用に充分耐え得るものとする。

この仕様書に明記されていない事項については、栃木県（以下「甲」という）と物品供給者（以下「乙」という）とが協議のうえ決定するものとする。

1 調達物品及び構成内訳

品名及び数量

車載式凍結防止剤散布機 ホッパー容量 1.0 m³ 1台（新品に限る）
（範多機械株式会社 MS-10MGH型 又は同等品）

2 調達物品に備えるべき技術的要件

散布機は以下の要件を満足すること

- ・散布幅は、3・4・5・6m（切換式）であること
- ・散布質量は、20・30・40g/m²（車速により調整）であること
- ・ホッパー容量は、1.0 m³であること
- ・塩（粉碎塩・原塩）及び塩化カルシウム（フレーク、粒）の散布に適用できること
- ・動力源は、ガソリンエンジンで油圧ポンプを駆動すること
- ・散布剤送出方式は、ベルトコンベヤ式であること
- ・散布・停止操作、散布幅の切り替えを車両運転席から遠隔操作できること
- ・ホッパー（SUS304）は黄色塗装とし、その他の部分は防錆塗装（黒色）とし、一部 SUS304 の部分は無塗装とすること

3 検査について

乙の十分な慣らし運転完了後、検査を受けるものとする。完成検査は、寸法・外観・溶接・その他組立状況を検査し、さらに御指示により適当な作業を行って、全般的な機能及び各装置の検査を受けるものとする。検査に要する器具・人員は、乙において準備するものとする。

4 保証について

納入後6ヶ月以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合は、乙は無償で修理を行わなければならない。ただし、制作会社等が別に定めた保証期間が6

ヶ月を超える場合は、それを適用する。

また、特に重大な故障が発生した時は、上記期間経過後であっても甲と乙が協議の上、乙は無償で修理を行うことがある。

5 その他の事項

(1) 納入期限

令和7（2025）年3月10日（月）

(2) 納入場所

栃木県日光土木事務所

住所：栃木県日光市萩垣面 2390-7

(3) 連絡等

当該調達物品の所管については次の通りであり、綿密に連絡を取りながら納入作業を進めること

【契約に関すること】

栃木県日光土木事務所 管理部総務課

（電話）0288-53-1211

【機器の仕様に関すること】

栃木県日光土木事務所 保全部保全一課

（電話）0288-53-1213